

和歌山信愛女子短期大学聴講生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本学学則第47条に基づき、受け入れる聴講生に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 聴講生となることのできる者は、当該授業科目を聴講する学力があると認められる女子とする。

(出願手続)

第3条 聴講生を志願する者は、本学の指定する日までに、下記の書類に検定料を添え、学長に願出しなければならない。

- (1) 本学所定の願書(1通) 写真添付(上半身、正面、脱帽)
- (2) 履歴書(1通)
- (3) 健康診断書(1通)
- (4) 志願者が就職者の場合、志願者が勤務する事業体の責任者の承認書(1通)

(入学の許可及び時期)

第4条 本学の授業実施に支障が生じない範囲で聴講生の受け入れを認める。

- 2 前条の規定による願出があった者について、教授会の議を経て、学長が聴講を許可する。
- 3 聴講生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。
- 4 聴講を許可した者には聴講証を交付する。

(聴講期間および範囲)

第5条 聴講生の1授業科目の聴講期間は、1年または1学期(前期または後期)とする。ただし、授業科目により特別な聴講期間が定められている場合は、当該期間とする。

- 2 聴講できる科目は、実験、実習に関する科目を除くものとする。

(聴講生授業料等)

第6条 聴講生として入学を許可されたものは、1週間以内に次の手続きを完了しなければならない。

- (1) 登録料 5,000 円の納入
- (2) 授業料 1科目につき 5,000 円とし、1科目ごとに納付しなければならない。
- (3) 教材費については、別途必要に応じて徴収する。
- (4) 前項の手続きを期日までに完了しなかったものについては、入学を取り消す。
- (5) 既納の登録料、授業料は、還付しない。
- (6) 本学卒業者の登録料、授業料については、別に定める。

(試験と単位修得)

第7条 聴講生は、履修した科目の試験を受けることはできない。

- 2 聴講生については単位を認定しない。

(諸規則の遵守)

第8条 聴講生は、本学の学則、諸規則を守らなければならない。

- 2 聴講生が本学の学則、諸規則に違反し、又はその本分に反する行為があった場合は、教授会の議を経て、学長が聴講の許可を取り消すことがある。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長がおこなう。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、聴講生に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。